

# 速度取締り指針

## 速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
国道119号	7:00～12:00	相生町地内	指定(40キロ)
国道120号	10:00～16:00	中宮祠地内	指定(40キロ)
国道122号	14:00～17:00	細尾町地内	指定(50キロ)
県道日光今市線	9:00～12:00	所野地内	指定(50キロ)

※ 重点以外の路線、場所、時間帯であっても、取締りを実施します。

### 管内における交通事故実態



- ▼ 管内の人身事故の約47%が、国道119号、国道120号及び国道122号の3路線で発生した。
- ▼ 事故類型は、車両同士の事故が約58%、そのうち半数が右左折時の事故である。
- ▼ 午後2時台から午後4時台までの3時間で人身事故全体の約47%を占めた。

～令和5年下半期～

- 死亡事故の発生はなく、人身事故発生の約68%が行楽期(10月11月)に集中している。
- 人身事故のうち約79%が昼間の発生で、第1当事者の約42%が高齢者である。
- 人身事故の第1当事者の約47%が県外居住者である。

### その他の交通指導取締り要点

- 生徒・児童の安全確保のため、登下校時間帯のスクールゾーンにおける交通指導取締り(速度超過違反・横断歩行者等妨害等違反)を実施する。
- 非市街地で飲酒運転取締り・検問を強化し、飲酒運転の根絶を図る。
- 横断歩道での歩行者優先の意識を浸透させるため、交通指導取締りを強化する。
- 自転車利用者に対する交通マナーの向上を図るため、国道で交通指導取締りを強化する。
- 前方不注視の要因となる携帯電話使用等違反の取締りを強化する。